

保育方法としての「養護」

—1930年代の保育論を手がかりに—

田 中 まさ子

Care in Early Childhood Education

Masako TANAKA

要 旨

保育は養護と教育が一体となった行為である。では、保育における養護とは何か。この問いについては、これまで十分な論考がなされてきたとは言い難い。本研究はこの課題に取り組むため、日本の保育史上で初めて「養護」の語が使用された文献を取り上げて考察し、保育における養護の揺籃期の概念を明らかにした。また、背景にあった1930年代の保育改革の動向にも触れた。その結果、次のような結論を得た。(1) 保育における養護は、明治期に始まる日本の近代教育学と関連づけることができる。方法論を模索していた日本の教育学は、養護を身体面の育成のための方法論として位置づけたが、身体の発達や生活習慣の確立を主要な課題とする乳幼児期の保育にとって養護は親和性のある概念であった。(2) 保育における養護は、乳幼児の保護と教育を接続する概念として朝原梅一によってその保育論に導入された。当時、幼稚園教育の質・量両面の拡充が喫緊の課題であったことに関連して、教育関係者は「教育的な保護」のあり方を求めたのであるが、朝原はそれを養護として彼の保育論に取り入れた。ただし、朝原以後、保育における養護は、その概念の検討が継続されたとは言い難く現在に至っている。

キーワード：保育方法論 1930年代 幼保一元化 養護 朝原梅一

はじめに一作用としての保育—

教育学者稲富栄次郎（1897～1975）は、著書『教育方法論』の中で「教育という事象は、ある完成された固定的な実体ではなくて教育することという作用あるいは活動である。」¹⁾と述べて作用の学としての教育学を論じた。そして、「作用としての教育学は、当然また一個の方法学とならざるを得ないのである。」²⁾と続け、方法重視の立場を表明した。

対象に働きかけて生成するという点では保育も同様であろう。従って、保育学もまた作用の学、一つの方法学ということができる。さらに言えば、保育には養護と教育という働きかけが含まれるとされる。この両者が一体的に保育方法を構成しているのである。

しかしながら、保育における養護並びに教育の定義はまだ確立されていない。特に養護については、現行の『保育所保育指針』がその意味をいちおう提示しているものの、全般に、養護に関する探究は僅少である。そこで本研究は、養護の語を歴史的に遡上することを通して、保育における養護とはどのような働きかけなのかを問う。具体的には、養護を、保育論の中に初めて位置づけた³⁾朝原梅一（あさはら うめいち 1888～1959）の保育論を中心に1930年代の動向を考察し、それ

を通して現代保育における養護を論考する。

I 問題の所在と研究の目的

幼稚園・保育所の一体化が加速する中で、用語概念の見直しが急務となっている。その一つに養護の語がある。保育関係の法令では現行の『保育所保育指針』（2008年版）の「第3章 保育の内容」において、「ここにいう『養護』とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである」⁴⁾と規定している。この部分を解説した『保育所保育指針解説書』によれば、養護とは、子どもが安心感や信頼感、自己肯定感を醸成するとともに、身体の清潔や安全に関する望ましい生活習慣を習得するような保育者の関わりである。また同解説書は、養護が教育を展開するための基礎であるとしつつ、子どものありのままに受容する養護的関わりと子どもの成長・発達を促す教育的関わりを両義的に一体化させるのが保育の役割であるとしている。これらの文言から、保育が教育と養護という両義性を含んだ作用であることは理解できるが、二律背反的な養護と教育をどのように切り結ぶのかについては触れていない⁵⁾。

他方、現行の『幼稚園教育要領』（2008年版）に養護の語はなく「第1章 総則」の「幼児との信頼関係」や「幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていく」⁶⁾等の文言において養護的側面が暗示されているに過ぎない。しかし、過去の『幼稚園教育要領』を辿っていくと、1964年版にのみ養護の記述があった。それによれば、「第1章 総則 1. 基本方針(6)」において「幼児に必要な養護や世話をを行うとともに、自主的、自発的な活動を促し、自立の態度を養うようにすること」⁷⁾と記されている。ここでの養護は、単なる世話とは区別されているのが分かるが、それ以上の具体的な説明はない。また、これ以降の1989年版、1998年版、そして2008年版(現行)では養護の語の記載はない。代わって、1965年版『保育所保育指針』の「第1章 総則」において「養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある。」⁸⁾の文言が入り、これ以降の1990年版、1999年版、そして前述した2008年版の現行指針にこの「養護と教育が一体となって」の文言が受け継がれてきた。しかも、2008年版において初めて「養護」の語の解説がなされたというのが実状である。

さて、保育以外の分野に視点を移すと、養護の語は多岐に亘って使用されているのが分かる。大きく分類すると学校教育関係分野と社会福祉関係分野である。対象を子どもに限定すると、学校教育法に基づく養護教諭の業務としての養護、保育所以外の児童福祉施設における社会的養護等がある。

養護教諭の場合、いじめ問題への対応や健康相談活動（ヘルスカウンセリング）が要望される一方で、スクールカウンセラーの配置、医療的ケアのための看護師の配置等が検討されるなかで、養護教諭としてのアイデンティティの確立を求めて、絶えず養護概念を探求している。また、施設保育士は、第三者評価の義務化に伴って社会的養護とは何かを実践的に探求していかねばならない。こうした動きに比して、保育における養護なるものの探求はまだ微弱であると言わざるを得ない。さらに、養護の語をケアに置き換えてみると、医療、看護、福祉、美容、経済等さまざまな分野で際限なく使用されおり、概念の混乱は増幅するばかりである。

保育分野において、戦後、最初にケアの語を使用したのはおそらく倉橋惣三であろう。彼は、幼稚園が学校教育法の中に位置づけられ学校の一つとして再スタートしようとする戦後初期の論文において、幼稚園が幼稚園らしさを失い偏った教育の場に変質することを警告し、幼稚園における保護機能の必要性を訴えている。とりわけ、1947年の「学校教育法における幼稚園(一)」では「幼稚

園は教育事業なり」⁹⁾と明言しつつ、「教育を目的として出発した時でも、幼児事業であるからにはケアを放す事はできぬのである。」¹⁰⁾としてケアという語を用いた。しかもケアは、幼児期にかかわらず、小、中、高校生でさえ、およそ教育という人間的結びつきを行うからには不可欠であると説いている。ここで、倉橋が養護の語や戦前から一般的に使われていた保護の語でもなく、あえてケアと言ったことに注目したい。この背景には、戦前、特に1930年代に生じた幼保一元化論争の系譜があり、倉橋が戦前からの自説を新たな形で再表明しようとした意図が見て取れる。

それでは、1930年代に盛んに論じられた幼保一元化論争とはどのようなものであったのか。それが保育における養護の定義にどのような影響を与えたのか。この課題を解決するために、朝原梅一の保育論と当時の保育の動向を考察するのが本研究の課題である。

II 1930年代の幼保一元化論争と養護

1930年前後は、国の内外で日本の社会や経済に深刻な影響を与える出来事が相次いで生じ、それらが遠因で戦時色が強まった。それに連動して教育・保育の制度改革の機運が高まった時代であった。保育の分野では、1926年発布の「幼稚園令」及び関連法によって、幼稚園の社会的機能の拡充、すなわち保育時間の延長・3歳未満児の入園・貧困家庭の居住地域での幼稚園設立等、いわゆる幼保一元化の議論が関係者の間で盛んになった。その背景には乳幼児の託児施設の増加があり、保育所・託児所(以下、託児所を含めて保育所と表現する)の存在はもはや座視することはできなくなった。野澤正子は「児童保護なる語があふれ出すのはちょうどこのころである」¹¹⁾と述べている。国は1937年に教育審議会を設置し、時代に対応すべく幼稚園を含めた明治期以来の全ての教育制度改革に着手した。しかし、ここで注目しておきたいのは、単なる制度改革論に終始したのではなく、乳幼児期における教育と保護・養護の在り方を巡って、この時代に多彩な議論があったことである。その事例が、朝原が提唱した養護を基礎にした保育論であり、倉橋の生活保育論である。倉橋の場合、幼保一元化とは単に幼稚園に3歳未満児の入園や延長保育を実施してすむというものではなく、「幼児その人のために必要なるものを与えるだけのことでありませんか」¹²⁾と問う。また、1929年の論文『児童保護の教育原理』において「児童の保護即教育であり児童の教育即保護である」¹³⁾と述べ、教育面が欠落した当時の児童保護事業に批判を向けた。倉橋の言う教育とは「児童の生活そのものに即する教育的考慮そのもの」¹⁴⁾であるが、前述の野澤も言うように、児童保護論や幼保一元論の台頭が、逆にそれまでの、特定の社会階層の家庭を対象とした幼児教育論を見直すきっかけとなり、倉橋の生活保育論のような、より普遍的な価値観を内包した幼児教育論を生み出したとみることできる。このように、1930年代は戦後の幼保一元化論争の源流であると共に、保育における養護概念の揺籃期であったと言える。

本研究では、1930年代の保育の動向を伝える資料として(1)帝国教育会による保育制度改革(1933年)、(2)教育審議会における幼稚園・保育所一元化の審議(1938年)、(3)社会事業法制定(1938年)の3点に触れる。(1)は倉橋惣三らと共に浅原梅一も幼児教育部会の委員を務めていた学会である。(2)は、言うまでもなくその答申が後の教育全般に影響を与えた諮問機関である。(3)は浅原らが取り組んでいた隣保館活動に関わる法令である。以上の3点から1930年代における保育の動向を複眼的に捉える。

1. 帝国教育会による保育制度改革案と養護

まず、帝国教育会の『学制改革案』(帝国教育界調査報告 1933年)の中の保育制度改革論を取

りあげる。帝国教育会は、もともと1882年設立の東京教育学会から出発し、既存の教育会を傘下に収めながら発展してきた民間の教育団体である。構成員は教員・教育行政官等で、教育の進展・研究・教員の研修・待遇改善の勧告を担っていた。沢柳政太郎（1865～1927）会長在任期間（1916～1926）が最盛期であったとされる¹⁵⁾。帝国教育会の『学制改革案』は、1931年から約1カ年にわたって行った学制に関する調査・審議の報告書である。時代の変化に応じた学制の改善については、かねてより帝国教育会で議論されていたが、文部省がその必要を認め、それに呼応するかたちで調査に取り組んだ。

調査は、幼児教育部会、小学教育部会、中等教育部会、高等教育部会、師範教育部会、社会教育部会の6部会に分れて進み、各部会が提出した改革案を特別委員会案が調整した後、総会で承認を得た。その後、成案にまとめて文政審議会に提出する事となった。幼児教育部会の調査委員は多田房乃輔を委員長とする下記の18名であった。

多田房之助、朝原梅一、土川五郎、小川団次郎、堀七蔵、齋藤金蔵、櫛引富貴、卜部たみ、宇佐美敬子、千葉ひで、服部菊、岡崎常次郎、田中小市、倉橋惣三、和田実、及川ふみ、松山京、坂内ミホ
(下線：引用者)

幼児教育部会が最初に提出した11案のうち、幼児教育分野に関わる提言は下記のとおりである。

- 一、小学校入学前の保育を普及せしむる為め、幼稚園令第二条『市町村又は町村学校組合は幼稚園を設置することを得』とあるを『市町村又は町村組合は幼稚園を設置すべし』と改めること¹⁶⁾
- 六、(1)師範学校は中学校四カ年の上に三カ年の教育をなし専ら小学校教員及幼稚園保母を養成すること (2)師範学校には幼稚園保母並びに小学校低学年を受け持ちうる教員養成の独立コースを設けること (3)師範学校の教科に保育科を加へること (4)男女を問わず師範学校には附属小学校の外に附属幼稚園を設置し幼稚園保育の研究に資し保育の実地練習を行はしむること (5)幼稚園保育の実習を行わさるものには保母の資格を与えさること 保母の資格を小学校本科正教員と同一になすこと¹⁷⁾
- 九、(5)師範大学には小学校及び幼稚園並に教育行政に関する研究をなすこと (6)師範大学には必ず附属中学校及び附属小学校、付属幼稚園を設置すること¹⁸⁾

要約すると(1)市町村の幼稚園設置義務化、(2)保育者の養成・資格の改善を提言している。これらの要望は以前からあったが、殊に「幼稚園令」発布以降、この法令を根拠に議論が高まった。本研究ではこのうちの(1)について考察する。

(1)は、ともすれば富裕層の居住地域に限定されていた幼稚園設置を、どの社会階層の子どもにも開放することを目指して、「幼稚園令」が努力義務としたのを、一歩進めて義務づけようとした内容である。ここではどちらかという、幼稚園の社会的機能の拡大に関する議論よりも、量的拡大を提言している。ところが、本案が特別委員会に付託されると義務化の意見は後退し「一、各市町村に於いては、幼稚園（託児所をふくむ）設置の義務を負ふことを原則とすること」¹⁹⁾となった。これは、「町村費を以て設置するとすれば、町村の幼児に対しては機会均等でなければならぬが、町村にそれだけの施設をなす力があるか」「反って小学校教育に非常なる迷惑を与えることになる」²⁰⁾等の反対意見が多く出て、ひとまず上掲の修正案となったのである。しかし、その後の総会におい

て修正案は否決され、総会は再審議の場となった。最終的には1932年7月14日の総会において最終決定がなされ、最終案は「各市町村に幼稚園(託児所を含む)を設置する義務を負わしむるを原則とすること」²¹⁾となった。幼児教育部会は、「幼稚園令」を契機に幼稚園の量的拡大を図ったのであるが実現には至らなかった。帝国教育会は、当時の日本を代表する教育学会でありながら、公的責任に於いて幼児期の教育・保護を実施するという意識が希薄であった。

2. 教育審議会による幼稚園の機能に関する審議と養護

1937年12月に設立された教育審議会は、内閣総理大臣監督の下、その諮問に応じて審議し、建議できる機関であった。諮問第一号は「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シテ実施スベキ方策如何」²²⁾であった。同会は、任命された65名の委員から特別委員30名(委員長 田所美治)を任命し、答申案の作成を付託した。さらに特別委員の中から整理委員9名(委員長 林博太郎)を指名して具体的な答申案作成に当たさせた。主たる教育関係者として、下村壽一(東京女子師範学校長)、森岡常蔵(東京文理科大学長)、三國谷三四郎(師範学校長)らがいる。同会は、1941年10月の第十四回総会をもって審議を完了するまでに、特別委員会を61回、整理委員会を169回開催している。委員らは、審議の手順として学校教育、社会教育、教育行政・財政に三区別して、まず学校教育から着手し、初等教育、中等教育、高等教育へと進めていった。幼稚園は、初等教育の冒頭で保育所との関連を中心に審議された。委員らによる意見交換の様子は、第三回特別委員会(1938年4月27日)並びに特別委員会第五回整理委員会(同年7月1日)から窺うことができる。

まず、第三回特別委員会では、文部省普通学務局長藤野恵が近況報告として、これまで貧困家庭への援助や産業育成のための保育所であったのが、子ども自身の養護にも重点を置くようになって幼・保が内容面で接近してきたと述べた²³⁾。これを受けて森岡常蔵(東京文理大学長)は、社会政策的見地・教育的見地そして、国民教育の基礎を固めるという観点から幼稚園機能の拡充を訴えた。森岡の意見は次の通りである。

私ハ是ハヤハリ社会政策的見地ノミナラズ教育的見地カラモ必要ダト思ヒマス、兎角長クテ6年ノ間ニ受ケル所ノ教育ト云ヒマスカ、教化トイヒマスカ、社会ナリ家庭カラ受ケル教化ト云フモノハ相当ニカノ大キナモノト考エナケレバナラス、…… 幼稚園ニ子供ヲイレテ早クカラ活動ノ仕方モ教ヘル、言葉ノ使ヒ方モ教ヘル、良イ習慣モ養ヒ衛生思想モ養フト云フコトガ国民教育、義務教育ノ基礎ヲ固クスル所以デアルト思フノデアリマス、単ニ社会政策的見地カラノミナラズ、国民的ノ見地カラ、言ヒ換ヘレバ国民教育ノ基礎ヲ固クシテ行カウト云フ立場カラモ幼稚園ヲ奨メテ発達セシメテ行クコトガ必要デアリマシテ、ソレニハ只今御説明下サツタヤウニ託児所ト打ッテ丸トシテ進歩ノ道ヲ迎ッテ行クヤウニナラナケレバナラスト私モ考ヘテ居リマス²⁴⁾ (下線：引用者)

委員全員が幼稚園・保育所について必ずしも十全に理解しているとは言えない状況にあって、森岡は幼稚園の機能の拡充について牽引的な役割を果たした。森岡は、上記の発言の中で二度「社会的見地ノミナラズ…」と述べている。社会的見地とは、雇用の安定や産業の発展等の経済的側面重視の発想であり、乳幼児の保護は、極言すると副次的な目的に過ぎないという見方である。これに対して森岡は、乳幼児期の教育の必要性和幼稚園がその機能を拡大して保育所に該当する幼児の受容を行うべきであると訴えている。しかし、森岡の意見に対して田所美治委員長は、幼稚園が保育

所の幼児の受け入れまで行うことは、幼稚園側の負担が大きいこと等を理由に消極的であった。

「幼稚園が託児所ノ仕事マデ背負ツテシマフト云フコトハ到底不可能デハナイカト思ヒマス……3歳以下ノ者ヲ何時デモ入レテ宜シイト云フコトニナルト、制度ノ上デ託児所ト混合ヲキタハシナイカト思ヒマス」²⁵⁾

文部省普通学務局長藤野も田所委員長に追隨して、その理由を次のように挙げている。すなわち、託児所が社会事業法の規定の下に入り、今後はできる範囲で厚生省との話し合いを行うが、幼稚園は教育的機能が強く、託児所は児童の保護機能が強く差異が明確である。特に3歳未満児の入園は、現状の幼稚園ではかなり困難である。これに対して、下村壽一（東京女子師範学校長）はイギリスのナースリースクールを例に挙げて、一元化の是非よりも、保育所・日曜学校等にいるすべての幼児をも含めて教育の対象とすべきであると訴え、他の委員からも賛意を得ている。

「今マデ全然教育ノ圏外ニ除イテ居ッタモノヲ今後ハ教育圏内ニ取り入レルト云フコトニシテイタダキタイト思ヒマス、……幼児ノ保育ニ付イテ只今マデハ幼稚園ダケデアリマシタガ、ソレバカリデナシニ託児所、日曜学校ノ類モ教育上ノ配慮ノ圏内ニ入レルト云フコトニ願ッタラ如何カト考ヘテ居リマス」²⁶⁾ (下線：引用者)

次に、第五回整理委員会での議論に移る。

ここでは、まず下村壽一委員が幼児の健康・保健に関する保育者の力量に懸念を表明し、今後の保育養成の在り方を提言している。

「是カラ幼児ノ保健衛生トイフコトニ対スル注意ガ非常ニ肝要ニナッテ来ルト思フノデアリマス、サウ云フ或意味ニ於ケル看護婦見タヤウナ仕事モサセナケレバナラヌヨウナコトガ大分余計ニナッテ来ルト思ヒマスカラ……殊ニ幼児ノ保健衛生ニ関スル知識ヲウツテ授ケルヨウニシテ貰ヒタイ」²⁷⁾ (下線：引用者)

下村の意見は、保健衛生という、森岡の「教育的見地」とは違った側面から幼稚園の機能の拡充を訴えている。下村の発言は、幼稚園が今後どのような形で発展していくにせよ、幼児期の心身の保護・保健が当時の課題の一つであったことを示している。下村の懸念に対して、森岡は、幼稚園教育の機能強化を奨め、どのような家庭の子どもであれ、幼稚園教育で補足していくべきであるという自説を表明する。森岡の脳裏には国民幼稚園(フォルクス・キンダーガルテン)の構想があった。

ムロン富裕ナ家庭ノ子供ニ対シテ幼稚園ガ不必要トハケツシテ申シモウシマセヌケレドモ、ヨリ多クハ寧ろ家庭ノ事情ガ良クナイ所ノ子供ニ対シテ幼稚園ヲ開イテヤルコトガ良イノデハナイカ、同時ニ両親ハ子供ノ手脚纏ガナイ為ニ職業ノ上カラモ非常ニ利益ヲ得ルト云フコトニモナチマセウ、サウ云フ立場カラ「フォルクス・シューレ」見タイニ「フォルクス・キンダーガルテン」ハ全部造ル必要ハナイカモシレマセヌガ、今ノ国民ノ實際ノ事情カラ見テ幼稚園ハ相当ニ拡ゲテイッテ、子供ヲ健全ニ発達セシムルヤウニ図ルコトガ良イノデハナイカト私ハ考エテオリマス」²⁸⁾ (下線：引用者)

しかし、文部省普通学局長藤野は、幼稚園における養護面の負担を鑑みて森岡の意見には消極的で、森岡が「幼稚園令」の原則を貫こうとするのと対立している。

「幼児ノ取扱上余程養護保育ノ上ニ注意ヲ致シマセヌト時アツテ偶偶、過チヲ起コシ易イ」²⁹⁾

それでも森岡は、仏独で見たクレシェ、クレッペリンの事例を上げて3歳未満児保育の可能性や利便性、保育所と幼稚園に対する補助制度の違い等を挙げて幼保一元化の効果を力説する。

「保育ト云ッテモ結局教育デアリマスガーサウ云フヤウニ保育ヲシテ行カナケレバナラヌ筈ダカラ託児所ガアルトシテモソレハヤハリ幼稚園ト同ジ性質デ子供ノ身心ノ発達、又家庭ノ不完全ヲ補ッテ行クヤウナ立場ヲ置イテイカナケレバナラヌト思フノデアリマス……歩クコトガ出来ル位ニナツタ子供ナラバ之ヲ預カッテ教育的ニ世話ヲシテヤルト云フコトハ出来ル筈デスカラ、……「エコオル・マルテル」デ三歳クライノ小サイ子供モ預カリ、モット小サイ子供ハ仏蘭西語デ「クレシェ」独逸語デ「クレッペリン」ソレヲ一緒ニ預カルヤウナコトヲ致シテ居リマス、本来ノ幼稚園デ預カル子供ト極ク小サイ園児モ預カルト云フヤウナコトヲヤッテ居ルヤウデアリマス、ソレハ幼稚園ト云フモノガ生活ニ余程困難デ両親トモ忙シク、二人トモ戸外ニデ働カナケレバナラヌヤウナ職工ノ多イヤウナ町ナドニ必要アリトシタナラバ、幼稚園ニ今申シタ託児所的ナ極ク小サイ赤ん坊モ預カルト云フコトデ一緒ニシタ方ガ確カニニ便利デアル、今ノ「クレシェ」「クレッペリン」ガ幼稚園ト一緒ニナツテ居リマスカラ労働ニ行クノニ母親ガ起タツテ歩ケルクライノ赤ん坊ハ伴レテ来テ預ケル、ソレカラ少シ大キクナツタ三歳クライノ子供モ同ジ所ニ一緒ニ預ケテ行クト云フ便利ガアル、……同時ニ之ヲ託児所ニヤレバ幼稚園程子供ヲ教育的ニハ考慮ハシナイト云フ結果ヲ生ズルダラウト思フ、サウ云フ意味カラ三歳未満ノ幼児モ幼稚園ニ入園セシムルコトヲ得ルト云フ道ヲ大正15年ニ開イタコトダト思ヒマス、之ヲ実施スル上ニハ、小サイ子供ダト云フト少シ大キクナツタノトハ違イマシテ保母職員モ要リマセウシ、少シ複雑ニナルモノダカラ思フヤウニ発達シナイヤウデアリマスケレドモ、理屈トシテハ3歳未満ノ小サイ子供モソレ以上大キクナツテ居ルノモ同ジ所デ教育シテヤルト云フ方ガ確カニ私ハ良イト思ヒマス、……幼稚園ト託児所ハ成ルベク合一セテ、サウシテ家庭教育ノ不足ヲ補フ機関トシテ小サイ時カラ国民トシテノ教育ヲ施シテ行クヤウニスルコトガ必要ダラウト私ハ考エテ居ル次第デアリマス³⁰⁾ (下線：引用者)

上記の森岡の発言にある「教育的ニ世話ヲシテヤルト云フコト」に注目したい。「教育的な世話」とは、当時の託児施設で多く行われていたとされる単なる保護ではない。子どもの心身の発達に沿った保護を意味している。ここに保育における養護概念の萌芽が見て取れる。

やがて議論は、意見対立の克服よりも「国策トシテノ幼児教育ニ付イテノ徹底ヲ期スルニハ……」³¹⁾という議論に収斂して行き、幼稚園・託児所・日曜学校・農繁期保育所及び家庭の幼児まで含めた将来の国民の錬成を進めるという総花的な結論で終わる。しかしながら、教育審議会の審議過程を詳細に見てきた結果、「教育的な世話」という単なる保護ではない保護の在り方へと進展していく様子が明確になった。教育審議会は、議論の過程で「教育的な保護」あるいは「教育と接続した保護」という新たな概念を保育の中に見出そうとしたのである。その成果は、後述するように田所委員長がまとめた「幼稚園ニ関スル要綱説明」に盛り込まれている。ただし、「教育的な保護」につ

いての具体的な内容や方法論は、朝原の「養護論」において形成されることになる。

以上の審議について教育審議会は、第十九回整理委員会（1983年10月5日）に於いて要綱に、そして第三十回整理委員会（1988年11月25日）に於いて答申案にまとめ上げていった。

次に、田所美治委員長が行った「幼稚園に関する要綱説明」と教育審議会総裁が近衛文麿内閣総理大臣に答申した要綱を掲示しておく。

幼稚園ニ関スル要綱説明

- 一 幼稚園ノ制度ハ逐年発達ノ趨勢ニアルモ、其ノ数昭和11年度ニ於イテ約二千ヲ算スルニ過ギマセン。而モ其ノ中官立、公立ハ少数ニシテ大部分ハ私人ノ経営ニカカルノデアリマス。向後国家トシテ一層之ガ普及発達ニ意ヲ用イ、殊ニ父母トモニ労働ニ従事スル者多キ都会地及農繁期ニ於ケル農村ニ対シテハ一段ノカヲ注グベキデアルト思フノデアリマス。是等ノ地域ニ対シ、教育上幼稚園ノ設置ヲ容エキナラシムル方途ヲ講ズル要アルト共ニ簡易ナル季節ノ幼稚園ヲモ設ケ得ル途ヲ開キ、家人ヲシテ安ンジテ労働ニ従事セシムルノミナラズ幼児ヲ教育的ニ保護スルコトハ極メテ必要ナル措置デアルト信ズルノデアリマス。
- 一 幼稚園ノ任務ハ申ス迄モナク幼児ノ身心ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ、家庭教育ヲ補フコトニ在ルノデアリマスガ、将来一層ノスクノ如キ保育内容ノ刷新ヲ期スルコトトシ、純真ナル性情ヲ涵養ト共ニ特ニ一層幼児ノ保健養護ニ留意シテ強健ナル身体ノ基礎ヲ作ルニ努メ、知的負担ヲ多クスルガ如キハ厳ニ戒ムベキデアリマス。又躰ヲ重視シテ日常生活ニ於ケル正シキ習慣ヲ得シムルニカメ、国体ニ対スル敬虔ナル心情ヲ啓発シ、国体生活ヲ指導スル等ハ極メテ大切ト考ヘラレルノデアリマス。
- 一 保育内容ノ刷新ハ畢竟ホボ養成機関ノ整備充実ニ待タナケレバナリマセヌ。我が国ニハ未ダ制規ノ保母養成制度ハ確立セラレオラナイノミナラズ、女子高等師範学校内ニ便宜上設ケラルル保育実習科ヲ除キ、現存スル三十有余ノ養成所ハ総テ私人ノ経営ニ委ネラレ、其ノ程度ノ如キモ概ネ中等学校卒業後修業年限1年トナッテオルノデアリマス。然シナガラ文物ノ進歩著シク幼児保育ノ国家的重要性ガ益益加ワル今日、之ヲ等閑ニ付スルコトナク一日モ速ニ保母養成制度ヲ確立シ、其ノ修業年限ハ少ナクとも2年以上ト為スベキデアリマス。保母養成機関制度ノ確立ト相俟ッテ之ガ指導監督機関ヲ整備スルト共ニ保母優遇ノ途ヲ講ズルコトハ、保育制度ノ実績ヲ挙グル上ニ於テ極メテ肝要デアリマス。
- 一 幼稚園ハ前ニモ述ベタル如ク、家庭ヲ扶ケテ幼児ノ身心ノ適正ナル発達ヲ遂ゲシムルヲ以テ本旨トシ、特ニ社会的乃至教育的理由ニヨッテ家庭ニ求め得ザル発達ノ機会ヲ與フルニカメルコトガ大切デアリマス。此ノ意味ニ於イテ一層家庭トノ連絡ヲ密接ナラシムベキ方法施設ヲ講ズルコトガ肝要デアリマス。之ニ依ッテ當ニ幼稚園ノ職能ヲ完ウシ得ルノミナラズ、延イテ家庭教育ノ改善ニ裨益シ幼児保育ノ全キヲ期スルコトガ出来ルノデアリマス。
- 一 最後ニ委員会ニ於ケル一致ノ意見トシテ付加スベキハ幼稚園ト託児所トノ関係デアリマス。申ス迄モナク前者ハ専ラ幼児保育ノ教育的必要ニ出発シ、後者ハ労働者ト共ニ乳幼児ノ保護ヲ目的トスル社会事業トシテ発達シタノデアリマシテ、現在両者ハ行政上ノ指導監督ニ於イテ系統ヲ異ニ致シテオルノデアリマス。然シナガラ実際託児所モ単ニ乳幼児ノ保護ノミニ止マラズ大体幼稚園ト同様幼児ノ保育ヲ致シテアル実情デアリマシテ、スクノ如キ教育的機能ニ付テハ教育行政ノ立場カラ配慮セラルベキモノガアルヨウニ考ヘラレルノデアリマス。幼児保育ノ重要性ニ鑑ミ、是等ノ点ニ関シテハ今後政府ニ於テ十分慎重ナル

研究ヲ遂ゲ、幼児保育上有効適切ナル措置ヲ講ゼラレタイノデアリマス³²⁾。

(下線：引用者)

幼稚園ニ関スル要綱

- 一 幼稚園ノ設置ニツキ一層奨励ヲ加フルト共ニ特別ノ必要アル場合ハ簡易ナル幼稚園ノ施設ヲ認ムルコト
- 二 幼児ノ保育ニ付テハ特ニ其ノ保健並ニ躰ヲ重視シテ之ガ刷新ヲ図ルコト
- 三 保姆ニ付テハ其ノ養成機関ノ整備拡充ニカムルト共ニ其ノ待遇改善ヲ図ルコト
- 四 幼稚園ト家庭トノ関係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニ依リ家庭教育ノ改善^{ひえき}ニ裨益セシメ、併セテ幼稚園ノ社会的機能ノ發揮ニカメシムルコト³³⁾

以上の教育審議会関連記録から、次の点が理解できる。まず、一連の審議によって幼稚園の機能面に関する議論が深まった。すなわち、幼稚園は、子どもを対象とした「教育的保護機能」並びに保護者支援を念頭に置いた「社会的機能」を包摂し、その機能を拡大していく必要があるとした。先の帝国教育会が、どちらかという量的拡大を重視したのに対して、教育審議会は機能の拡大を訴えた。

3. 社会事業法の制定とその意味

1938年1月、国民の健康・福祉を増進させるための中央機関として厚生省が発足し、同年3月に社会事業法が公布された。社会事業法によって、国が社会事業の質の向上を目指しつつ、その統制を図ったことは明白である。ただ、社会事業法制定によって、従来の慈善事業が社会的・組織的な制度へと転換する契機となった意味はある。

同法が対象とした社会事業法のうち、児童分野に関しては第1条の二で「育児院、託児所其ノ他児童保護ヲ為ス事業」と掲示された。また、同施行規則(6月公布)第2条においては、育児院、乳児院、託児所、母子・父子保護施設をはじめ、貧困、身体虚弱、家出・浮浪・不良・被虐待児等々、問題を抱えるすべての児童が保護の対象となり、保育所(託児所)は児童を保護する施設として位置づけられた。他方、朝原が館長を務めていた尾久隣保館幼稚園は、「幼稚園令と社会事業法の両者に拠るもの」すなわち、幼・保の機能を併せ持つ数少ない施設として分類されている³⁴⁾。この尾久隣保館幼稚園での経験が、朝原をして、幼稚園と託児所とは内容的に変わるべきものではないという考えに進ませたとみてよいのではないか。

III 保育方法としての「養護」

1. 朝原梅一と『幼稚園・託児所保育の実際』の概要

朝原梅一(あさはら うめいち1888～1959)は、広島市に生まれ、東洋大学・同大学研究科で倫理学・教育学・哲学を修め、1919年に東京府内務部救済課に勤務、その後、1927年に年東京府社会事業主事、1945年に東京都民生局援護課勤務、1947年に年東京都中央児童相談所長に就任した。その間に、1925年に尾久隣保館館長及び付設幼稚園園長、1935年に中野保姆養成所講師、1937年に東洋大学専門部社会事業科教授、そして1949年に日本社会事業(現日本社会事業大学)主事を兼務している。

最初に、本書の概要を紹介する。

本書は、1935年4月に東京三友社から出版された全260頁、全16章から成る書物である。まず、

本書の構成を次に示す。

緒論 幼児保育の意義及種類

第一章 幼児保育の意義及種類

第一編 保育事業の起源

第二章 欧州に於ける保育事業の起源

第三章 本邦に於ける幼稚園の起源

第四章 本邦に於ける託児所の起源

第二編 保育事業の経営及経営者

第五章 保育事業の実際

第六章 保育事業建物の設計

第七章 保育事業所の設備

第八章 遊園の設備及其の管理

第九章 保育事業職員

第三編 保育の実際

第十章 幼児の本能生活

第十一章 幼児の生活要求としての保育項目

第十二章 保育案の作成及其の実施

第十三章 幼児の養護

第十四章 保育料及保育日課

第四編 農繁期託児所及保育施設の附帯事業

第十五章 農繁期託児所

第十六章 幼稚園及託児所の附帯事業

上掲の章立てが示すように、本書は保育事業の意義に始まり、その歴史、経営・管理、保育内容に至る包括的な保育論であり、戦前を代表する保育事業論とも目されている。全般に、保育に関する記述は具体的で、特に教材・教具、園生活の用具等については詳細な記述となっている。それは、朝原の尾久隣保館幼稚園での実践記録と彼が曹洞宗宗務所社会課主催で実施していた児童教化講習会での講義が下敷きとなっているからである³⁵⁾。

2. 朝原の保育論の基本と養護

次に、本書から、朝原の保育に関する基本的な考え方を二、三点取り上げる。

一つには、保育の方法論を重視する立場をとっていることである。それはまた、子どもの生活の実態に即した方法である。本書を通覧すると、実践的な保育方法論の提言であることが分かる。朝原が、本書の「序」において「これまで幼児生活の特有性に適した保育方法について意見を述べたいと考え、幾度も、小さい冊子として書いてみた。」³⁶⁾と述べているように、当時の保育方法論の脆弱さを意識して本書を執筆したことが分かる。また、子どもの生活に即していないことに不満を感じていたことが分かる。そして、その一因が「幼稚園令」にあるとみている。彼は、3歳未満児の入園や長時間保育の可能性を打ち出した「幼稚園令」及び関連法規の公布に対して、「幼稚園を再び労働者の家庭の幼児保育をも含むものとして本筋に引き戻したかのように考えられる」³⁷⁾と述

べて基本的には歓迎している。しかし同時に、「幼稚園令」が示した保育項目が、当時の幼稚園に保育項目主義的な保育、すなわち「断片的保育方法」³⁸⁾をもたらしたと指摘するのである。これに対して本書は、保育項目に分散した保育を統合するための方法論を目指しており、その方途として養護論を登場させている。また、当時の保育所数は増加傾向にあったものの、法令上の規定すらないという状況であり、保育方法の確立が急務であった。ただし、朝原が目指したのは幼稚園保育に対して遜色のないもの、幼・保に通底する保育方法論の確立であった。その意味でも、養護論の導入が必要であったと言えよう。

ところで、ここで、朝原の言う「幼児生活の特有性」とは何かを明確にしておかなければならない。なぜなら、ここに彼の子ども理解が表明されており、保育方法論における養護重視の第一義的理由があると考えられるからである。これに関して朝原は、本書の第十章「幼児の本能生活」で触れている。

朝原によれば、幼児は本能的生活が著しい時期にある。それは、「伸びようとする身体を維持するために必要な働き」³⁹⁾つまり自己保存の本能であって、そのため時に他者を排斥することもある。また、遊び相手を求める社会的本能や他者よりもよいものを所有したい所有本能、そして、知的好奇心を喚起する知的本能である。こうした本能に基づいて展開される生活が、幼児期の基本にあると朝原は捉えている。従って彼は、保育者はまず幼児の生活を理解し、その生活をどのように導いていくのかという方法論を形成すべきであると考ええる。

この考え方は次の第十一章に引き継がれ、「保育5項目」と幼児の本能的要求を関連づけることを試みている。本章において朝原は、「幼稚園令」にある「保育5項目」を、単に所与の規程として受容したのではなく、「幼児の生活要求」としての5項目に読み換えた。すなわち、知りたい・見たいという心の動きである「観察」、興味ある話を聞き知的好奇心を満たす「談話」、歌や楽曲を楽しむ「唱歌」、身体表現を楽しむ「遊戯」、そして、色や形で各々な製作をする「手技」であると考え、子どもの生活に直結し子どもの欲求を満たすための保育項目であると捉えた。

しかし、子どもの欲求に応じただけでは断片的な保育に留まり、何ら系統性がない⁴⁰⁾。そのためにも朝原は、「保育項目以外の保育として養護の方法を加えなければならぬ」⁴¹⁾として、乳幼児期の生活に浸透していく養護の必要性を提言した。養護面を乳幼児の生活に浸透させることによって、保育の質を保とうとしたのである。

次に、本書が一貫して「保育」という語を使用していることに注目したい。それは、朝原があくまで当時の法令用語や社会通念を起点にして保育論を構築するという姿勢を採ったためである。その意図するところは、「現在の保育事業の実際を離れた理想のみを論ずることは易い」⁴²⁾が、子どもの生活の現状から遊離すべきでないとする彼の理念から窺える。それはまた、当時の知的エリートであった倉橋の保育論に対する異議でもあった。朝原は、倉橋の系統的保育案について、「最も新しい方法として現代試みられつつあるものは作業中心の保育案であると思ふ」⁴³⁾と述べ、「断片的保育」から脱却させるものとしては評価するも、乳幼児の興味や関心の持続や保育施設的环境から見て作業中心であるのは現実味がないと指摘している⁴⁴⁾。そして対案として、「唱歌及遊戯」を軸とした総合的保育案を打ち出した⁴⁵⁾。

三つ目に、本書は家庭での子どもの養育の限界を指摘し、すべての子どもを対象とした家庭外の保育が必要であるという立場に立っている。朝原からすれば、たとえ裕福な家庭であっても「幼児の理想的な生活指導から考察したなら、そこには相当批評を加へる余地がある」⁴⁶⁾のであり、まして生活に追われる家庭では言うまでもないと述べている。そして、さまざまな状況にある家庭を例

示して、もはや家庭の養育だけでは子どもの心身の発達が十全に図れないと指摘している。朝原は、日本が近代化を遂げた時代にあつて、近代家庭に於ける子どもの養育の限界を看破していた。彼は、就学前の保育施設が「すべての子ども」を対象にすべきであるとの考えを持っていた。彼が幼稚園・保育所を問わず、保育における養護を重視したのは、そうした認識があつたからであろう。朝原の言う養護とは、社会的養護であつた。ただしその認識は、単に朝原の経験知から生じたものではなく、彼のもう一つの学問分野である社会教育学の視点に裏付けられている。

社会教育は、現在は「生涯教育」と呼称することが多い分野で、明治期後半から大正初期においては通俗教育と呼ばれ、社会階層上の中流以下の国民に平易な教育の機会を提供するための施策として始まった。1880年代前後から社会教育として隆興し、1918年から社会教育という名称となつた。その背景には、思弁的な教育学から実験的・科学的教育学への脱却、海外思潮の性急な流入から日本の実情に見合った教育学の立て直し、個人の理想の実現を目指す教育学から社会全体の改善を目的とする教育学への脱却といった実態があつた。当時の教育学者たち—吉田熊次（1874～1964）、阿部重孝（1890～1939）、谷本富（1867～1946）—等も相次いで社会教育の書物を出版した。朝原自身も1939年に『社会教育学』を著わしている⁴⁷⁾。

児童保護に携わつていた朝原が、社会教育に関わつたのはなぜか。それは、彼が児童の保護と社会教育は密接に関連していると捉えたからである。彼は「児童の保護者が少し早くこの児童の処遇方法を考へたならば此の様な社会的保護を要するような必要は起こらなかつたであらふに」⁴⁸⁾と述べて、児童の正しい処遇方法の徹底を訴えている。つまり、社会教育の主たる対象である成人に適切な育児方法を教示することを通して児童福祉の向上を図つたのである。子どもの保育・保護の成否は成人の再教育の成否にかかっているというのが朝原の考えであり、事実、355頁ある『社会教育学』の過半数が、児童福祉に関する施設・制度・処遇に関する記述となつている。このように、社会教育の視点を持つ朝原からすれば、家庭教育、学校教育そして社会教育は子どもの保育・保護を実践する一つの循環のなかにある。幼稚園児か保育所入所児かに関係なく、すべての子どもがその循環のなかに入り、心身の発達の保障を得させしめるべきというのが朝原の考えである。ただし、社会的養護、社会的保護がなぜ必要となつたのか、その背景や社会制度の周知がなされていない原因について、朝原の究明はない。朝原の関心はやはり方法論にある。『幼稚園・託児所保育の実際』では保育方法であつたのが、『社会教育学』では処遇方法という言葉に置き換わつているが、基本的には方法論重視の立場に変わりはない。

3. 朝原の養護論とその系譜

朝原の養護論は、本書の第十三章「幼児の養護」の中でまとまって論述されている。その中心となる文章を次に引用する。

「この養護と云う言葉には、幼児の身心の発達上書くことの出来ない、衣食住の適切なる供給と不良なる習慣を改める躰け方と、不潔なる身体を清潔ならしめる習慣を養ひ身体の諸機関を適当に発達せめたるための各種の運動遊戯等を為すことで彼らの生活を楽しましめ、遊びの方法に依つて最も自然的に教育化されていく指導方法をしかも執らねばならぬ。」⁴⁹⁾

換言すると、まず、保育所の第一義的役割は、子どもが成長を遂げるために必要な生活の場を提供することである。その生活の中で、保育者の指導の下、子どもが生活習慣を獲得して心身を発達せしめること。その方途として、様々な運動遊びや手遊び、ゲームがある。それによって、快活で心地よい生活がもたらされる。何より重視すべきは遊びである。遊びこそ、子どもにとって自然で

自発的な活動であり、学びへと導く方法である。この一連のプロセスが、朝原の考える養護ではないだろうか。遊びの中で展開する養護というのが朝原の養護論の特色である。

続いて十三章は「二 幼児の遊ばせ方」に進み、当時流行り始めたヒル氏の大型積み木や砂場における子どもの創造的な遊びを紹介している。また、遊びの観察や観察に基づく遊びの個別指導を奨励している。

朝原の養護論は、どちらかと言えば身体面の清潔や安全に傾斜しているようである。それは、隣保館事業に関わった朝原の実感から生じた持説であろう。しかし、本書を精読すると、朝原の養護論は、単に身体面に留まらず心情面の変容を目指しているのが分かる。例えば、上記の「彼らの生活を楽しませ」という文言は本書の中で散見できるものであるが、快活な生活が子どもを前向きにさせ、子どもに自信と自立をもたらして主体的な生活を送る契機になるという考え方である。それも養護が行うべき作用であるというのが朝原の見解である。ここに、朝原が、なぜ当時一般に使用されていた「保護」という語を使わず「養護」の語を用いたのかを理解する手だてがある。保護はあくまで子どもに対する保育者の守りであり、必要ではあるけれども子どもの自立は一時的に中断状態になる。これに対して養護は、子どもの自信や自立を損なわずに為される保育者の関与である。むしろ、自立や自信を目指した作用である。朝原は後者を願った。保護ではなく養護でなければ教育との接続は望めないのである。この考え方は、同じく十三章の「四 特殊幼児の保育」「五 いじけ・あまつたれの保育」において、明確に記述されている。ここでは、保育者にとって保育に困難を覚える子どもが対象となっている。困難ではあるが、少しずつ継続的に生活習慣を改善していく過程で子どもの行動に変容が生じ、それが子どもの自信や自立への意欲、自己肯定感の獲得に繋がるとみている。この箇所の朝原の文言や障がい児理解において、歴史的制約があるのは否めないが、養護という作用の本質を論じていることに違いはない。

さて、朝原の養護論は、身体面への作用を基本におき、そこから運動遊戯や遊びへと展開していることが明らかになった。ここで、その背景にある、日本における養護の語の導入の経緯について整理しておきたい。

日本において、養護の語が最初にみえるのは湯原元一訳『倫氏教育学』（1893年 東京 金港堂書籍会社）であるとされる。原本はオーストリアのヘルバルト学派リンドネル（1828～1887）が著わした『Allgemeine Erziehungslehre』⁵⁰⁾であり、当時の欧州で師範学校の教科書として流布していた。つまり、養護は教育の方法を著わす語として導入されたのである。ただし、重版に伴って内容が異なっている。因みに、国立国会図書館は原本の第6版、第7版、第14版を所蔵しているが、読み比べると内容に削除や追加があるのが分かる。湯原が訳したのは、第7版（1890年にウイーンで発行）であることを彼自身が本書の「緒言」で言明している⁵¹⁾。この第7版を訳したことは、訳者の意図とは関係なく養護の導入にとって意味ある結果となった。なぜなら、原著者リンドネルは第6版出版後に逝去しており、第7版は増訂者フリオーリヒの手によって「体育論」の一編が設けられ、その中に養護の語があったからである。因みに、訳本で「養護」とある部分は、原本ではすべて「Pflege」となっている。増訂の目的は、ヘルバルト学派の教育が身体面を軽視し主知主義に偏重していたのを是正する意図があったためであり、近代教育学の要請に応じるためでもあった。さて、養護の語がみえるのは、訳書の「第1部 体育論」である⁵²⁾。このうちの「第二篇 人体の摂養及び其養成」が、目次では上記のように「摂養」のであったのが、本文では「養護」と訳されている。ここに養護の語が初めて登場したのである⁵³⁾。

ここで注目したいのは、原著・訳本双方において養護と養成が一対で記述されていること、そし

て、養護が身体諸機能を守り、そのための環境を整えるという現状維持的な役割を持っているのに対して、養成は、養護を実行するための方策という能動的な意味を持たせている点である。養護の原初的な概念定義として興味深い。養護の語はこの他に「第二部 心育論 第四篇 教育の形式について」の第1篇「家庭教育」でも見られる。ここでは「家庭教育は最も多く養護及び交際の形式をとる」として、養護が乳幼児期を対象とした教育方法であると記述している⁵⁴。

しかし同じ湯原が、7年後に教科書として内容を改定して出版した『倫氏教育学教科書』（1901年 東京 金港堂書籍株式会社）では、「養護」の語は「家庭教育」の箇所でのみ残され、学校の教育方法は「管理・教授・訓練」が取って代った。これは、当時まだ、養護という語が定着していなかったことの証左ではないだろうか。

養護の語を定着させたのは、文部省督学官としてドイツ留学の経験があった森岡常蔵と云えよう。森岡は著書『教育学精義』の「第五編 方法論其三、養護論 第26章 養護の目的」において、「精神生活に対して身体生活に関する陶冶詳しく云えば身体の健康を保持し、体力を発揚・練磨することをも務めなければならぬ。これがすなわち教育上養護の負担すべき任務である。養護が教授・訓育と相対して教育の目的を達する方便であることは前から述べた⁵⁵」として、養護を教育方法の中に位置づけている。また、養護への配慮は学校でも家庭でも等しく必要であるが、特に幼少期の子どもにとって重要な方法であり、家庭が第一にその責任を有しているという⁵⁶。また、「第27章 養護の方便中主要なるもの」では、「遊戯及び体操は養護の方法中最も積極的なる種類である。」⁵⁷と述べて遊戯・体操が身体的な養護を実践するための具体的な方策であるとした。このうち遊戯は子どもの自由・自発性によるもの、体操は規律を伴うものとして区別している。この他の養護の方策として規律がさらに厳格となる「課業」、身体に障害を有する子どもに有益な「感官の練習」を上げている。ただし、森岡は「教育のことは複雑なる事業であって学問上研究の便利から教授と云い訓育と云い養護と云って部門を分かつけけれども、其実際に現れる所では相互に結合して居る⁵⁸」とも述べている。

森岡の養護論は、著書『現今上教育学の諸問題』においてさらに拡充し変質する。彼は本書の「第二章 身体的訓練即養護」の中で、「養護は独逸語のプレーゲを訳したもの」とした上で、「養う」「気を付ける」の他、「馴れる」であってもよいと言う⁵⁹。そして身体諸器官を鍛錬することを積極的養護、衣食住に関係して子どもの身体を保護するための方法を消極的養護と分けた⁶⁰。前者は、「体力を増進し身体の諸機関を鍛錬する上の身体的訓練」であるという⁶¹。この方途として遊戯、体操、及び種々の競技がある。後者は健康を保つための種々の生活習慣が中心である。ただし、積極的と消極的は厳密に区別することはできないとも述べている。

以上のように、森岡らの提言により、養護は身体面の教育方法であると認識されるようになった。また、その具体的な方途として遊戯や体操、遊びが示された。体育と養護の関連を研究してきた中川一彦は、1930年半ばにおいて「養護は正に体育の別名であった」と論じたことは正鵠を得ている⁶²。また、「養護の中の積極的部分のみが体操（体育）の中に吸収された」とも述べている⁶³。「養護」が教育学の中で、遊戯、体育、幼児教育・保育、家庭教育等と関連しながら変遷してきたことが分かる。

朝原の養護論もこの時代の見解を反映していると見ることができる。時代の見解を取り込みつつ、保護に代わる概念として養護という語を用い、自己の保育論を形成したと言える。

さて、朝原は、養護という語を『幼稚園託児所保育の実際』の中で初めて位置づけたが、4年、後に出版した『社会教育学』の中でも「第三編 幼児及青年の社会教育施設」の「常設託児所」の

箇所では養護について触れている。ただし、その内容は『幼稚園保育託児所保育の実際』に比べると簡潔で、「主として幼児の身体の発育に留意して、その健全なる発達を遂げしめることが目的である」⁶⁴⁾と定義した以外は、専ら社会教育施設として保育を展開するにあたっての留意点を示したものである。次に簡単に紹介する。

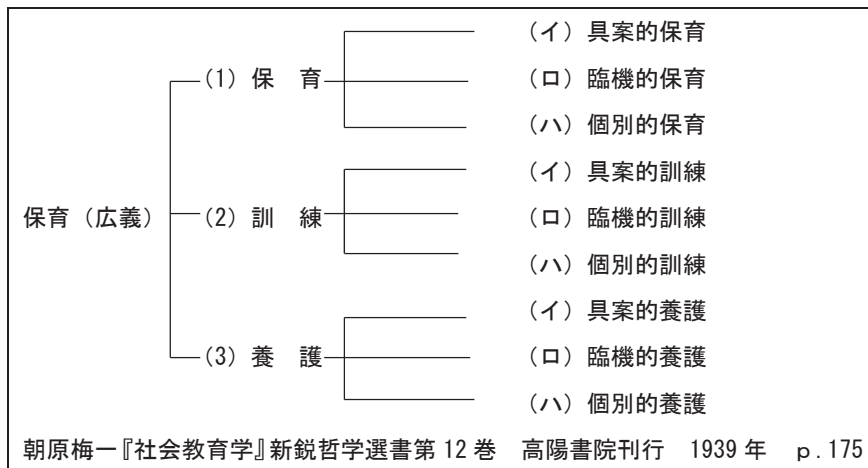


図1 朝原梅一による保育の構造

まず、保育所にて行われる保育という行為（広義の保育）を（1）狭義の保育、（2）訓練的保育、（3）養護的保育、の三種に分類する。（1）の狭義の保育は、「幼稚園令施行規則第二条」にある「遊戯、唱歌、談話、手技、観察」の5項目を取り扱う保育である。（2）の訓練は、主として道徳的訓練を意味し、自立心、忍耐力、整頓等の習慣や心情の涵養を目指した保育である。（3）の養護的保育とは、前述したように身体面の育成である。これらの三つそれぞれに、計画的に行う具案的訓練、機会を捉えて臨機的に行う臨機的訓練、そして幼児一人一人の特性に基づいて行う個別的訓練があると述べている。

これらの内容を、朝原は図1のような模式図で示している。図によれば、社会教育における保育を分かりやすい形で流布することを主眼としているためか、保育は定型化・様式化されている印象があるのは否めない。また、養護についても特に新しい見解は見られない。

結論を言うと、朝原の養護論は『幼稚園託児所保育の実際』以降、論考が深まることはなかった。その理由の一つと考えられる事柄を、朝原の同僚であった小宮山主計が記述している。日本社会事業短期大学時代の同僚として朝原の近くにいた小宮山は、彼を「実践的児童福祉の研究者」と称している。その意味するところは、朝原が常に児童福祉や保育の現実を見ていたこと、そのため返って現実の多様さや課題の多さに翻弄され主要研究テーマが絞切れないこと、自己の研究を集大成することの不可能を、朝原自身が自覚し苦悩していたということである⁶⁵⁾。

IV 考察

以上、論考したように、保育における養護の語は、1935年発行の朝原梅一著『幼稚園託児所保育の実際』の中で初めてまとまって論じられ位置づけられた。その意義をここで改めて論考する。

まず、朝原が、当時一般的に使われていた保護という語ではなく、養護と云う言葉を保育論の中

に導入したことの意義である。すでに述べたように、1930年代に興隆した幼保一元化論争—厳密に言えば幼稚園の機能拡大論—によって、幼稚園・保育所における教育的保護の実践及び理論化が課題となった。換言すると、保護と教育を接続させる論理が求められたのである。教育的保護が浮上した背景のより深層には、近代家庭における養育の限界が幼児教育関係者に認識されていたという状況がある。つまり、教育的保護は社会的保護の同意語でもあり、幼稚園にその機能が求められた。幼稚園における教育的保護を提言した教育審議会、ことに森岡常蔵らが思い描いていたのはナースリースクール、クレシエ等、海外の施設であった。それらは就学準備教育施設として位置づけられながらも、生活、遊びを通して社会性やコミュニケーション、規律の遵守、協同性の習得を目指す機能を持っていた。しかし、森岡らは教育的保護について提言を行ったが、その具体的な実践方法を論じるまでに至っていない。それは、朝原や倉橋の役割であった。朝原も倉橋も同じ「生活」を基盤においた保育を構想していたのであるが、朝原は、当時の倉橋さえも使用していなかった養護という語を使った。そして、養護は子どもの生活全般への作用であるとした。保護では大人からの庇護が主となり、子どもの自立は一時的に中断される。これに対して養護は、保護の一面を持ちながらも、子どもの自立や自信を奨励する作用である。教育という、子どもの成長や発達に接続する作用である。あるいは教育を支える前提となるものである。このように見てくると、朝原の養護論は、教育的保護という概念が浮上した時代にあってその理論化に貢献したとすることができる。教育に接続する保護のあり方を提言したところに朝原の養護論の意義がある。

次に、養護の具体的な作用について論考する。本研究では、朝原の養護論は、近代日本が明治以降に海外から導入してきた教育学における養護論の系譜に沿っていることが分かった。すなわち、養護は教育学の領域に含まれている。教育という作用に含まれており、養護を欠いた教育は不完全な教育であるということもできる。朝原は、教育学の中にあつた養護概念を、自己の保育論に取り入れた。そして、保育全体に浸透すべき作用とした。従って、養護は保育の質を左右する作用であると言っても過言ではない。教育分野における養護は、具体的には子どもの身体面の育成に関する教育方法として示された。換言すれば、子どもの衣食住についての配慮であり、今日的に見れば、基本的生活習慣の養成とも言えるが、それに留まらず、子どもが遊戯や体操、遊びを行う過程で実現されるとした。朝原は遊びを彼の養護論の中に位置づけたのである。遊びを採り入れることによって、子どもの気分を快活にさせ、子ども自身が意思を以て生活に参画していくことを目指した。養護と遊びとは、今日的な視点からすれば意外な結びつきであると言えよう。教育方法としての遊び論はあっても、養護を実現する方法としての遊びは浅原以外にまだ例を見ない。この点においても朝原の擁護論の意義がある。

前述したとおり、朝原の養護論は、『幼稚園託児所保育の実際』以降、朝原自身がさらに論考する機会はなかった。これは浅原一人の責任ではなく、戦時色が強まる過程で、養護概念が変質していったところにも原因はある。養護の概念は、戦後更に拡散し複数の分野でそれぞれの語概念をもって使用されるようになった。しかし、朝原が投げかけた保育における養護論を継続的に論考する道は中断しているのではないかというのが、本研究で得た一つの結論である。

おわりに —「養護」のこれから—

以上、朝原梅一の保育論を中心として、保育における養護について論考してきた。朝原以降、保育における養護についての議論は、深化されないまま今日に至っているというのが、本研究で得た今後の課題であった。この課題に取り組むために必要なことは何だろうか。

一つには異領域との横断的研究である。それによって、現在、医療、看護、福祉、教育と複数の分野で用いられている養護という概念を一度整理し、複数の分野を横断する共通性とそれぞれの独自性を明確にしてみる作業が必要ではなかろうか。そこから、改めて保育における養護を考察する必要がある。また、視点を変えて、養護という語をケアという語に置き換え、現代保育に相応しいあり方を基本から問い直す方法もあるのではないか。

日本の保育は、養護と教育の一体的な作用であるという理解のもとに行われてきた歴史がある。養護の概念を明らかにすることは、保育という作用を明らかにすることと同義でもあり、今後、保育における養護に関する議論が活発になることを願ってやまない。

註

- 1) 稲富栄次郎『教育方法論』福村出版 1958年 p. 7
- 2) 同上 p. 8
- 3) 宍戸健夫「幼稚園託児所保育の実際」解説『大正・昭和保育文献集』別巻 日本らいぶらり 1978年 p. 255
- 4) 厚生労働省『保育所保育指針』フレーベル館 2008年 p. 12
- 5) 厚生労働省編『保育所保育指針解説書』フレーベル館 2008年 p. 21
- 6) 文部科学省『幼稚園教育要領』フレーベル館 2008年 p. 4
- 7) 文部省『幼稚園教育要領』フレーベル館 1964年 p. 2
- 8) 厚生省児童家庭局『保育所保育指針』フレーベル館 1965年 p. 4
- 9) 倉橋惣三「学校教育法における幼稚園(一)」『幼児の教育』第46巻第5号 日本幼稚園協会 p. 29
- 10) 同上 p. 29
- 11) 野澤正子「倉橋惣三と児童保護論」大阪府立大学『社会問題研究』1975年 p. 25
- 12) 倉橋惣三「幼稚園令の実際的問題」『幼児の教育』第26巻第7・8号 1926年 p. 68
- 13) 倉橋惣三「児童保護の教育原理」『大正・昭和保育文献集』第八巻 理論編 1978年 p. 12
- 14) 同上 p. 4
- 15) 景山昇「澤柳政太郎と帝国教育会——国の教育文化と国際平和への貢献」成城大学文学部紀要『成城文藝』2000年 pp. 66—78
- 16) 帝国教育会編『学制改革案 調査報告』1933年 p. 8
- 17) 同上 p. 9
- 18) 同上 p. 10
- 19) 同上 p. 47
- 20) 同上 pp. 46—47
- 21) 同上 p. 86
- 22) 日本文化協会『日本文化 第33冊 教育審議会資料』日本文化協会 1939年 p. 7
- 23) 『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』第一輯 特急印刷社印行 1938年 p. 55
- 24) 同上 pp. 56—57
- 25) 同上 p. 75
- 26) 同上 pp. 77—78
- 27) 『教育審議会諮問第一号 特別委員会整理委員会会議録 第一輯 太陽印刷株式会社印行 1938年 p. 188

- 28) 同上 p. 193
- 29) 同上 p. 194
- 30) 同上 pp. 197-198
- 31) 同上 p. 207
- 32) 日本文化協会『日本文化 第33冊 教育審議会資料』日本文化協会 1939年 pp. 34-35
- 33) 同上 p. 47
- 34) 中央社会事業協会社会事業研究所「本邦施設に関する調査」『大正・昭和保育文献集 第14巻 調査資料編2』日本らいぶらり 1978年 pp. 535-544
- 35) 朝原梅一「幼稚園託児所保育の実際」『大正・昭和保育文献集』第十二巻 日本らいぶらり 1978年 p. 4
- 36) 同上 p. 3
- 37) 同上 p. 72
- 38) 同上 p. 204
- 39) 同上 p. 184
- 40) 同上 p. 204
- 41) 同上 p. 214
- 42) 同上 p. 3
- 43) 同上 p. 204
- 44) 同上 pp. 205-206
- 45) 同上 pp. 206-221
- 46) 同上 p. 23
- 47) 朝原梅一『社会教育学』新鋭哲学選書第十二巻 高陽書院 1939年
- 48) 同上 pp. 1-2
- 49) 朝原梅一「幼稚園託児所保育の実際」『大正・昭和保育文献集』第十二巻 日本らいぶらり1978年 p. 222
- 50) Allgemeine Erziehunglehre von Dr.G.Lindner siebente Verbelferte Auflage.
Neubearbeitet von Dr.G.Frohlich Leipzig und Wien, 1890
- 51) 湯原元一『倫氏教育学』東京 金港堂書籍会社 1893年 緒言(四)
*湯原元一 山口高等中学校教授。ヘルバルト学派のハウスクネヒトに師事した。
- 52) 同上 pp. 45-84。原本はLeipliche Erziehung pp. 24~49である
- 53) 同上 p. 62。原本はDiatetik uber die Pflege und Ausbildung(Gymnastik)des menschlichen
Korpers p. 34
- 54) 同上 p. 285
- 55) 森岡常蔵『教育学精義』東京 同文館蔵版 1905年 p. 637
- 56) 同上 pp. 653-654
- 57) 同上 p. 656
- 58) 同上 p. 655
- 59) 森岡常蔵『現今上教育学の諸問題』教育新潮研究会 1915 p. 216
- 60) 同上 p. 217
- 61) 同上 pp. 221-227
- 62) 中川一彦「体育(保健体育)と養護・訓練の関連に関する一考察」『筑波大学体育系紀要14』
1991年 p. 6
- 63) 同上 p. 4
- 64) 朝原梅一『社会教育論』p. 174
- 65) 小宮山主計「児童福祉研究と朝原梅一先生」『社会事業の諸問題』日本社会福祉事業短期大学研
究紀要 1959 p. 73